

富士市議会議長 米山 享範 様

富士市長 小長井 義正

文書質問について（回答）

令和 4 年 3 月 28 日付け富議発第 122 号による文書質問について、下記のとおり回答します。

記

- 1 現状では、市としては、市内の 1 月以降の新型コロナ陽性者の状況について、総数及びその症状は把握しているが、ワクチン接種履歴の有無については把握しておらず、富士市独自ではワクチンの効果と影響に関する検証を行うことができないということによるのか。について

市は、新型コロナ感染症陽性者について、ワクチン接種履歴の有無は把握していません。

また、新型コロナワクチン接種後の効果や副反応などに関する調査については、国が、国立病院機構に属する施設などに呼びかけ、接種を受けた医療従事者や自衛隊員、また、5～11 歳の小児を対象に、コホート研究を行っています。

さらに、アンケート調査への協力を承諾した方を対象に、接種後一定期間の症状や疾病に関するオンラインアンケートも実施されました。

特にコホート研究は、調査対象の母数が大きいほど調査の正確性が担保されるという性質がありますので、市独自で調査を行うことは困難であると考えています。

- 2 国・県にワクチン接種の効果と影響に関する検証体制がどのようになっているかを確認するとともに、検証結果（市町別のデータを含め）の公表を求めるべきではないか。

1 にありますように、新型コロナワクチン接種後の効果や副反応などに関する調査は、国が主体となって実施しています。

市町別のデータは公表されていませんが、調査結果は公表されていますので、今のところ、検証結果の公表を求める予定はありません。

3 3月になり5～11歳の子どもへの接種が始まり、3回目の接種がさらに推奨されているが、ワクチン接種事務を行う富士市としては、市民の不安感を少しでも減らすとともに、重篤な副反応が発生した場合には、ワクチン接種との関連についてしっかりと検証を行い、救済が受けられるよう取り組みが必要と考えるがいかがか。について

新型コロナワクチン接種後の副反応については、接種券を送付する際に同封している文書に記載して周知を図っています。

また、静岡県が設置する副反応相談の専門窓口の連絡先についても記載していますが、予防接種後の体調の変化などに関するご相談には、健康政策課においても対応しています。

国の「予防接種後健康被害給付制度」は、新型コロナワクチン予防接種を受けた後に、万が一健康被害が生じ、その健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに、健康被害の状況により、医療費、医療手当、障害年金などの給付が行われる制度です。

この制度を利用する場合には、予防接種を受ける前後のカルテなど、必要な書類について市を申請窓口として提出していただくので、申請に当たってのご相談は、個別に健康政策課で対応しています。

現在、3回目接種や小児への接種を進めていますが、副反応相談の窓口や「予防接種後健康被害給付制度」について、改めて周知に努めていきます。